

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

新	旧
投資信託等の運用に関する規則	投資信託等の運用に関する規則
第 1 条～第 2 条の 3 (略)	第 1 条～第 2 条の 3 (同 左)
(流動性リスク管理態勢の整備) 第 2 条の 4 公募投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に定めるものを除く。以下本条<u>及び次条</u>において同じ。）を設定している委託会社等（投信法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同法第 47 条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等をいう。以下本条<u>及び次条</u>において同じ。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、以下「金商業等府令」という。）第 130 条第 1 項第 8 号の 3 又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 271 条第 1 項第 10 号に定める合理的な措置を講ずるため、以下の各号に掲げる事項を踏まえた社内規則等（以下本条<u>及び次条</u>において「流動性リスク管理規程等」という。）を定め、必要な態勢（以下本条<u>及び次条</u>において「流動性リスク管理態勢」という。）の整備を行うものとする。委託会社等が流動性リスク管理規程等に基づいて構築する流動性リスク管理態勢は、公募投資信託の商品設計の段階から償還までの過程における投資信託の規模、保有資産に係る売買条件等の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い窓口の属性、想定される投資家の特性、設定及び解約の条件、商品特性、市場動向及び市場	(流動性リスク管理態勢の整備) 第 2 条の 4 公募投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に定めるものを除く。以下本条において同じ。）を設定している委託会社等（投信法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同法第 47 条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等をいう。以下本条において同じ。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、以下「金商業等府令」という。）第 130 条第 1 項第 8 号の 3 又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 271 条第 1 項第 10 号に定める合理的な措置を講ずるため、以下の各号に掲げる事項を踏まえた社内規則等（以下本条において「流動性リスク管理規程等」という。）を定め、必要な態勢（以下本条において「流動性リスク管理態勢」という。）の整備を行うものとする。委託会社等が流動性リスク管理規程等に基づいて構築する流動性リスク管理態勢は、公募投資信託の商品設計の段階から償還までの過程における投資信託の規模、保有資産に係る売買条件等の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い窓口の属性、想定される投資家の特性、設定及び解約の条件、商品特性、市場動向及び市場環境並びにそれらが流動性リスクに与え

新	旧
環境並びにそれらが流動性リスクに与える影響やストレステストの結果（以下、本条において総称して「諸状況等」という。）等を踏まえたものとする。 （略）	る影響やストレステストの結果（以下、本条において総称して「諸状況等」という。）等を踏まえたものとする。 （同 左）
③ 上限・下限保有比率超過確認時の報告等 委託会社等が行っているモニタリングにおいて、①に基づいて個別の投資信託に設定した保有比率の上限を上回っていること、又は下限を下回っていることが確認された場合には、社内規則で定められた手続き等により、社内において運用指図の執行状況等について監督等を行っている会議体等（取締役会や運用委員会等。以下「取締役会等」という。以下本条及び次条において同じ。）の適切な報告先に報告するとともに、必要に応じてさらに詳細な流動性分析を実施し、受益者への情報の提供やポートフォリオの変更の検討等、適切な対応をとること。	③ 上限・下限保有比率超過確認時の報告等 委託会社等が行っているモニタリングにおいて、①に基づいて個別の投資信託に設定した保有比率の上限を上回っていること、又は下限を下回っていることが確認された場合には、社内規則で定められた手続き等により、社内において運用指図の執行状況等について監督等を行っている会議体等（取締役会や運用委員会等。以下「取締役会等」という。以下本条において同じ。）の適切な報告先に報告するとともに、必要に応じてさらに詳細な流動性分析を実施し、受益者への情報の提供やポートフォリオの変更の検討等、適切な対応をとること。
<u>（流動性区分に基づくファンド分類と流動性管理ツールの適用）</u> <u>第2条の5 委託会社等は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の規定に基づき整備する流動性リスク管理態勢に係る措置として、自社が設定している公募投資信託の組入資産の流動性と当該公募投資信託における投資者の設定・解約条件との不整合及びそれに伴う既存受益者の持分価値の希釈化を防ぐため、次に掲げる方法で各公募投資信託を分類し、当該分類に応じた設定・解約条件及び流動性管理ツール（次項に定める変動型信託財産留保額及びサスペンションをいう。以下本条において同じ。）を整備するものとする。</u>	<u>（新 設）</u>

新	旧
<u>(1) 流動性区分に基づくファンド分類の方法</u> <u>次のいずれかの方法により、高流動ファンド、低流動ファンド又は非流動ファンドのいずれかに分類するものとする。</u> <u>イ 前条第1号ロ①に定める保有資産の流動性区分（階層分類）の構成比に基づく方法</u> <u>ロ 委託会社等が自社において定める方法</u> <u>(2) 流動性区分に基づくファンド分類別の解約条件等</u> <u>イ 高流動ファンドは、日次の設定・解約申込みの受付に応じることができる。</u> <u>ロ 低流動ファンドは、次項に定める流動性管理ツールが常時適用可能（通常時及びストレス下の市場環境を含め、必要な局面で適用できる状態をいう。）な手段として整備している場合に限り、日次の設定・解約申込みの受付に応じることができる。</u> <u>ハ 非流動ファンドは、組入資産の流動性の特性に照らし、日次以外の頻度での解約申込みの受付を基本とする。</u> <u>2 委託会社等は、前項の規定により低流動ファンドにおいて流動性管理ツールを利用する場合には、次に掲げる流動性管理ツールのいずれも利用可能である旨を投資信託約款に記載し、受益者保護の観点から適切に運用するものとする。</u> <u>(1) 変動型信託財産留保額</u> <u>設定又は解約に伴い信託財産に生じる取引コスト等を払込金額又は解約金額に反映させるため、信託財産留保額の料率又はこれと同等の調整係数等を市場環境その他の状況に応じて可變的に定め、当該料率等を払込金額又は解約金額に適用して算出した額を、当該払込金額に加算又は当該解約金額から控除し、当該加算額又は控除額を</u>	

新	旧
<u>信託財産に留保する仕組みをいう。</u> <u>イ 変動型信託財産留保額算定の基本原則</u> <u>① 変動型信託財産留保額の算定は、一貫性及び合理性のある方法により行うものとする。</u> <u>② 委託会社等は、変動型信託財産留保額を算定するに当たり、入手可能な情報に基づき可能な限り推計した取引コスト等（ブローカレッジ、税等の明示的成本を考慮することを基本とし、ビッド・アスク・スプレッド、マーケットインパクト等の黙示的成本についても、把握可能な範囲で考慮するものとする。）を総合的に勘案した上で、当該投資信託の特性及び市場環境に照らし合理的な方法により算定するものとする。</u> <u>ロ 具体的な算式、係数、用いるデータ及び前提、上限又は通常レンジ並びに料率の見直し及び適用判断の枠組みは、委託会社等が流動性リスク管理規程等により定めるものとする。</u> <u>ハ 料率の見直し及び適用</u> <u>① 委託会社等は、変動型信託財産留保額の料率及びその算定枠組みが市場環境その他の状況に照らし適切なものとなるよう、必要な場合に随時見直しするとともに、定期的に点検するものとする。</u> <u>② 委託会社等は、変動型信託財産留保額の料率等に変更の必要が生じた場合には、受益者保護の観点から、可能な限り速やかにこれを反映するものとし、原則として当日の設定又は解約の申込みに係る払込金額又は解約金額に適用するものとする。</u> <u>③ 委託会社等は、料率等の変更を当日に反映することが受託銀行や販売会社等におけるシステムや事務手続上の対応可能性も考慮の上で実務上著しく困難又は適切でないと判断した場合には、受益者保護の観点から、必要に応じ、本項第2号に定めるサスペンション</u>	

新	旧
<u>を実施し、当該料率等の変更の反映が可能となった時点でこれを適用するものとする。</u> <u>④ 委託会社等は、料率等の見直し及び適用に関し、少なくとも次に掲げる事項を、あらかじめ流動性リスク管理規程等に定めるものとする。</u> <u>一 定例見直しの考え方及び臨時見直しの要件</u> <u>二 適用判断（適用の要否、適用開始時点を含む。）の枠組み</u> <u>三 決裁権限及び牽制（リスク管理・コンプライアンス等）</u> <u>四 販売会社、事務受託会社その他関係者との連絡・事務処理</u> <u>（２）サスペンション</u> <u>追加設定又は一部解約の受付を一時停止する措置をいう。</u> <u>また、委託会社等は、サスペンションの実施及び解除に関し、その基準、適用開始時点、解除要件、決裁権限及び記録保存並びに関係者との連絡・事務処理を含め、あらかじめ流動性リスク管理規程等に定めるものとし、その実施又は解除は可能な限り速やかに行うものとする。</u> （以下略） <u>附 則</u> <u>１．この改正は、2026年９月16日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>２．改正後の第２条の５の規定（当該規定に関連するその他の改正規定を含む。以下「改正後の規定」という。）は、2027年10月１日（以下「適用開始日」という。）から適用する。</u> <u>３．委託会社等は、施行日から適用開始日の前日までの間（以下</u>	（同 左）

新	旧
<u>「経過措置期間」という。）に、改正後の規定の適用に必要な整備（流動性リスク管理規程等の整備、流動性区分に基づくファンド分類の実施及び記録、投資信託約款の整備並びに販売会社、受託銀行、事務受託会社その他関係者との連絡・事務処理に係る態勢の整備を含む。）を計画的に行うものとする。</u> <u>4. 第2項の規定にかかわらず、委託会社等は、前項の整備を完了した場合には、適用開始日前においても、その運用する公募投資信託について改正後の規定の全部を適用することができる。この場合において、改正後の規定の一部のみを適用することはできない。</u> <u>5. 前項の規定は、適用開始日前において、委託会社等が改正後の規定に沿った整備又は運用を行うことを妨げるものではない。この場合において、流動性管理ツールを実際に利用するときは、改正後の規定に定める整備を経て行うものとする。</u>	